

大島地区における文政時代の物価

会員 児玉貞一

私は徳山市大島地区の石田家に保存してある、文書を見せていただく機会があつたので、その中の文化文政時代の帳簿から、その時代のこの片田舎の物価の動きを考えてみた。江戸開府の頃は、江戸は諸大名の屋敷が定められ、江戸在勤中の大名は、家族や家来を連れて居住し、在国中も江戸に妻子と幾ばくかの江戸詰めの家来が居るので、俄かに大消費地になつた。

食料・衣類を始め、すべての物資を関西に仰がねばならなかつたが、文化文政の頃になると、豪商高田屋嘉兵衛等に依つて、東廻り航路が発見されて、秋田や庄内の米所の米が江戸に廻り、利根川や江戸川が改修され、川岸の要所の舟着き場の設備も完備し、利根川沿いに発達した。食品・織物等、江戸に運搬し江戸では多くの座が生まれ、これらの産物を集め、関西の援助なしに立派に立ち行くようになり、日本國中が平穏な時代であつた。

十一代將軍家斉の時代である。この人は一橋家の出で、

十代將軍家治の養子となり、十四才で將軍の職に就いた。初期は老中松平定信が人間的にも薰陶し、政治的にもよく補佐した。

家斉が成人してからは定信は退いている。家斉は、頭も相当働く人で、表での政治向きの事は政策も立て意見も持つていたようであるが、大奥での生活は、豪奢で侍妾四〇人、子供五〇人といわれる。大奥での生活の延長として、若宮八幡宮の建立、感應院の再建等の大土木工事を起こし、その費用の捻出に困つて金銀貨の改鋸という手段をとつた（第5表参照）。改鋸とは、今までの金銀貨を回収し質を落として鑄造して発行し、その間の利益を得るもので、幕府の大きな収入にはなるが、一般市民は物価が上がって生活に困るるのである。

次に本藩である萩藩は齊熾公・齊元公・齊広公の時代で経済の切迫した時代で、やがて敬親公が天保の改革に踏み切らざるを得なかつた時代であった。

大島地区に最も関係を持つ徳山藩は、名君と言われた就駒公・広鎮公の時代で、財政整理も終わり、学問所興讓館の移転改築も終わり、それ等に対する経済的処置も終わり、徳山領は平和で希望の満ちた時代であった。この影響は辺境のこの地にも現れて来る。

米価は豊凶の年によって差が出る。米はこの時代には一商品で、江戸・大阪を中心とし、米会所で取り扱われ、徳山を中心としたこの地方大島では、大阪の相場がまともに響いて来るのである。

この地域で米の需要は、専業樵夫・運搬船員・漁船員等が米を購入していくことによる。樵夫は薪を作つて収入を得、船員は運搬船でも漁船でも、船に乗る場合は船主は、一人一日米六合白米なら五合支給したようである。この地域で年間百俵以上の米を必要としたらしく、大島では求めることができないから、徳山の卸屋から取り寄せていた。

第1表を見ると、文政三年には、銀一匁で米一升五合五勺から一升七合買えたのが、天保二年には、六合から七合しか買えなくなり相当な高値である。全国的な規模で動く米に於てもこの通りである。

次に酒価について考えてみると、徳山領内くらいの範囲で相場が動いていたのである。当時、徳山領内は平和で

第1表 米価（銀1匁で買える米の量）

| 文政3年 | | | 天保2年(文政14年) | | |
|-------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| 月日 | 指 升 | 數 合 | 月日 | 指 升 | 數 匁 |
| | | | 1. 17 | 5 | 3 |
| | | | 2. 9 | 6 | 0 |
| | | | 3. 19 | 6 | 0 |
| | | | 4. 2 | 6 | 0 |
| | | | 5. 8 | 6 | 0 |
| | | | 6. 30 | 6 | 0 |
| | | | 7. 16 | 6 | 0 |
| 8. 11 | 1 | 6 | 8. 5 | 6 | 0 |
| 26 | 1 | 7 | 17 | 6 | 0 |
| 9. 13 | 1 | 7 | 9. 3 | 6 | 0 |
| 29 | 1 | 5 | 23 | 7 | 0 |
| 10. 5 | 1 | 5 | 10. 21 | 7 | 0 |
| 19 | 1 | 6 | | | |
| 11. 5 | 1 | 5 | 11. 6 | 7 | 0 |
| 19 | 1 | 5 | 19 | 7 | 0 |
| 12. 3 | 1 | 5 | 12. 3 | 7 | 0 |
| 23 | 1 | 5 | | | |

安定していて、大島村地区も安定し新しい気運が芽生えていたと思える。

酒の需要は樵夫などは、一日相当な賃金になるので、晩酌をする人も多くあつたらしく、漁船は一漁すむと、網元は

お酒を買って網子をねぎらつた。運搬船の場合一航海終つたら船頭は酒を買って「御苦勞であつた。又頼むぞ」と船員をねぎらつたらしい。その他酒は、会合にも使つたらしい。

第4表を見るに、文政三年は安定していて変動はないが、文政一四年（天保二年）には、前半に変動が激しい。

これは需要供給の関係からでもなく、又賃銀高でもない。その原因は、金銀貨幣の改鑄に依る品位低下が起したインフレの結果である（第5表参照）。

尚、酒の価格から銀貨と銭貨の関係を見ると下表のようになる。一般には銀一匁は、六〇文から一〇〇文といわれる（第2表）。

賃銀はどうであろうか。（第3表）物価が上昇しているのに比例して賃金も上昇すれば生活には困らないのである

響している事がわかる。

が、賃銀は文政三年も天保二年も余り変わりはなく、一般民は一人役一匁前後で、特別技術を持っている者は一人役二匁である。当時農業に従事している者は、上田で一反五俵くらい、下田になると二俵くらいしか取れないが、その半分以上が上納であるから、一人役一匁くらいのものであろう。当時は農村の隅々まで完全に貨幣経済に入っている

時代、幕府の貨幣改鑄政策は、この辺境の地にも直ちに影

| 期間 | 一合 | 一升 | 銀に対する文 |
|---------------|-----|------|--------|
| 1月～ 2月5日 | 18文 | 1.9匁 | 94.7文 |
| 2月6日～ 3月4日 | 18 | 2.0 | 90.0 |
| 3月5日～ 5月1日 | 20 | 2.3 | 86.9 |
| 5月17日～ | 21 | 2.4 | 87.5 |

しかしこの大島では木樵は（燃料の割木を作る）年間大把で一三万把売り出している。又漁業は鰯を捕つて乾鰯にして肥料として売り出している。

これらは雇主から優遇の方法を講じている。この頃から辺境の大島は新しい産業に踏み出している。これによつてこのインフレを乗り切つたようである。

第4表 酒の価格

文政3年は変更なし

| | | | |
|------|------|------|------|
| 生酒1升 | 1匁9厘 | 新酒1升 | 1匁5厘 |
| 〃 1合 | 13文 | 〃 1合 | 11文 |

天保二年（文政四年）は変動がある

| 月日 | 1合当り | 1升当り |
|------------------|------|-------------|
| 1. 2 18 | 18文 | 匁 分 1. 9 |
| 2. 1 5 16 | 18 | 2. 0 |
| 3. 1 5 12 | 18 | 2. 0 |
| 4. 1 16 | 20 | 2. 3 |
| 5. 1 17 | 20 | |
| 6. 5 15 18 | 21 | 2. 4 |
| 以下 値段は動かず | | |

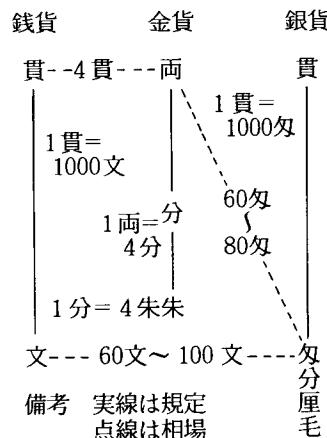
注 石田家文政三年
当座帳より書き抜き

注 石田家文政一四年萬覚帳
より書き抜き

萬屋は栗屋村坂田国広家

第2表 通貨の体系

幕府の発行する貨幣には、
銭貨・銀貨・金貨の三種が
あって、各独立して、本位
・補助の区別はない。



備考 実線は規定
点線は相場

第3表 貨銀

八月一二日 文政三年

天保二年（文政四年）

一、八〇拾壹匁四分払

一、一三匁七分五リン

大工六人役

あみ日用錢一一人役

これでみると大工一人役は

従つて一人役一・二三匁に

約三匁になる。船大工等も
同様で特別な技術者は一日
二匁位であつたらしい。

石田屋の本店萬屋まで荷
物を取りに行つた時の賃錢
で一人役と思える。

八月二六日

一、麦 壱斗五升代 六匁

一〇月二三日 宝右衛門

御用六人役として

清水に臥すき 代四匁

これは六人役仕事にきたか
ら麦一斗五升やる。その代

麦まき 牛とも 代四匁

金は六匁というのである。

従つて普通の一日の賃銀は

従つて普通日傭人の賃金は

一人役一匁二分位で、重い

一人役一匁であつたらしい。

仕事は一人役一匁位である。

第5表

文政金銀改鑄表（元文貨改鑄）

田谷博吉「近世銀座の研究」
「中央公論社 日本の歴史」No.18

| 一分銀 | 丁銀・小玉銀 | 小判・一分判 | 五兩判 | 天保8年家斎大御所となり家慶將軍) | 真文二分判 | 始行 | 換始 | 停廢 | 規定量目 | 規定の品目 | 铸造高 |
|-----------|-----------|---------|----------|-------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| | | | | | 草文丁銀・小玉銀 | 文政1・6 | | | | | |
| 8 12 | 8 12 | 8 11 | 8 11 | 天保8 11 | 文政一朱銀 | 文政一朱銀 | 文政二分判 | 文政二朱銀 | 文政1・6 | 文政12・7 | 文政12・7 |
| | | | | 安政元 10 | 天保二朱金 | 天保3・11 | 天保3・11 | 天保3・11 | 天保8・11 | 天保8・11 | 天保6・9 |
| | | | | 安政4 10 | 万延元 4 | 万延元 4 | 万延元 4 | 万延元 4 | 万延元 4 | 万延元 4 | 万延元 4 |
| 二・三〇匁 | | | 三・〇〇匁 | 九・〇〇匁 | ○・四三七五匁 | ○・七〇〇匁 | 一・七五〇匁 | ○・三七五〇匁 | 二・〇〇匁 | 三六・〇〇% | 二二四九八一貫 |
| 上銀 | | 二六・〇〇% | 五六・七七% | 八四・二九% | 二九・三三% | 二九・三三% | 四八・八八% | 二二・〇五% | 二九二〇一九二両 | 五六・四一% | 二九八六〇二二両 |
| 一九七二九一三九両 | 一九七二九一三九両 | 一八二一〇八貫 | 八一二〇四五〇両 | 一七二二七五両 | 一二八八三七五〇両 | 一二八八三七五〇両 | 八七四四五〇〇両 | 二〇三三〇六一両 | 二九二〇一九二両 | 二二四九八一貫 | 二二〇四三三六〇両 |